

○芦屋町総合振興計画審議会条例

昭和45年3月31日条例第10号

改正

昭和53年6月13日条例第51号
平成9年3月24日条例第3号
平成11年3月24日条例第3号
平成17年2月18日条例第2号
平成20年9月25日条例第33号
平成31年3月20日条例第6号

芦屋町総合振興計画審議会条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、芦屋町総合振興計画審議会の設置、組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置及び所掌事務)

第2条 町長の諮問に応じて、芦屋町の総合振興計画に関する必要な事項の調査及び審議を行うため、芦屋町総合振興計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、専門的知識を有する者及び町民の中から、町長が任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、審議会の答申が終了するまでとする。ただし、任期中であつても委員が任命されたときの要件を欠くにいたつたときは、当該委員はその職を失うものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人をおく。

2 会長及び副会長は、委員の互選によつて定める。

3 会長は会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第7条 審議会の会議において、会長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(部会)

第8条 会長が所掌事務の専門的な調査及び審議の必要を認めたときは、審議会に部会をおくことができる。

2 部会は、会長の指名する委員をもって組織し、部会長は部会委員の互選によつて定める。

3 部会長は、部務を掌理し、部会における調査及び審議の経過並びに結果を審議会の会議に報告しなければならない。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長が指名した者が、その職務を代行する。

5 前各項に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、企画政策課において行う。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

附 則

この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年6月13日条例第51号）

この条例は、昭和53年7月1日から施行する。

附 則（平成9年3月24日条例第3号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月24日条例第3号）

第1条 この条例は、平成11年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成17年2月18日条例第2号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年9月25日条例第33号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年1月1日から施行する。（後略）

附 則（平成31年3月20日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。